

# 平塚市中小工業会規約

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な諸事業を行ない、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、平塚市中小工業会と称する。

(地 区)

第 3 条 本会の地区は、平塚市内全域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会は、事務所を平塚市松風町 2 番 10 号、平塚商工会議所に置く。

(規 約)

第 5 条 この規約で定めるものの他、必要な事項は理事会において、また、重要事項と認められるものについては、総会において決定する。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第 6 条 本会は、本会の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ( 1 ) 経営改善に関する研究・視察
- ( 2 ) 労務改善に関する事業および従業員の教育・訓練
- ( 3 ) 下請斡旋機関との連絡強化および協力態勢の充実
- ( 4 ) 企業診断制度の普及と診断実施機関への協力
- ( 5 ) 公害についての調査研究
- ( 6 ) 国・県・市等諸官庁および関係団体への意見の具申
- ( 7 ) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 7 条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える中小企業者とする。

- ( 1 ) 平塚市内に事業所を有する中小工業者であること。
- ( 2 ) 工業に関連ある中小企業者で、本会の趣旨に賛同する者。

(加入)

第8条 会員たる資格を有する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(会費)

第9条 本会の会費は、別に定める。

(脱退)

第10条 会員は、退会しようとする時は、会長に書面をもって提出し、理事会の承認を受けるものとする。

ただし、次の場合は、その限りではない。

2 事業所が市外に転出または解散したとき

(除名)

第11条 本会は、次の各号のいずれかに該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、総会の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 会費の払込み、その他本会に対する義務を怠った会員

(2) 本会の事業を妨げまたは妨げようとした会員

(3) 本会の事業について、不正の行為をした会員

(4) 犯罪、その他信用を失う行為をした会員

(特別会費)

第12条 本会は、必要に応じて特別会費等を徴収することができる。

2 前項の特別会費等の額は、その都度理事会で決定する。

(届出)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当する時は、すみやかに会長に届け出なければならない。

(1) 氏名・名称または事業所の所在地を変更したとき。

(2) 中小企業基本法に定める中小企業の枠をこえたとき。

(3) その他、重要な事柄が発生したとき。

## 第4章 役員・顧問・参与

(役員の数)

第14条 役員の数、次のとおりとする。

理事 40名以内

(正副会長及び会計、監事各2名を含む)

(役員の任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、残存期間

とする。

2 役員の再任は、これを防げない。

3 役員は、辞任または任期満了の場合であっても後任者が就任するまでは、その職務を継続する。

(会長・会長代行・副会長・理事・会計・監事の職務)

第16条 理事のうち1名を会長、1名を会長代行、5名以内を副会長とし、理事会においてこれを選任する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 会長代行ならびに副会長は会長を補佐し、会長が事故または欠員の時、その職務を代理し、または代行する。

4 理事は、正副会長・会長代行を補佐し、会の業務を計画、準備し、執行するものとする。

5 会計は、本会の会計を管理する。

6 監事は、本会の業務、財産及び会計の状況を監査する。

(役員の忠実義務)

第17条 役員は、規約の定めならびに総会、理事会の決議を遵守し、会のため積極的かつ、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選任)

第18条 理事および会計・監事は、会員のうちから総会で選任する。ただし、初年度は、この限りでない。

2 会長・会長代行・副会長は、理事のうちから理事会で選任する。

(顧問・参与)

第19条 本会に顧問・参与を置くことができる。

2 顧問は、総会及び理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

3 参与は理事の中より理事会の推薦によるものとし、会長がこれを委嘱する。

## 第5章 総会・理事会および総務会・委員会

(総会)

第20条 総会は会員をもって構成し、定時総会および臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画の決定または変更

(3) 理事会が必要と認めた事項

(4) その他、この規約に定めのある事項および重要事項

( 総会の招集 )

第 2 2 条 定時総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に、また臨時総会は、理事会が必要と認めた時に会長がこれを招集する。

( 総会の議事 )

第 2 3 条 総会の議事は、次条に定める場合を除き出席者全員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決による。このとき、議長は出席会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第 2 4 条 総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、または他の会員に表決を委任することができる。ただし、この場合委任状を必要とする。

2 前項の規定に基づき、書面表決または表決の委任をしたものは、前条および第 2 6 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

第 2 5 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 その他必要に応じ、理事がその職務につくものとする。

第 2 6 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- ( 1 ) 総会の日時および場所
- ( 2 ) 出席会員の数・委任状の数
- ( 3 ) 議事の概要および決定事項

2 議事録は出席者全員のうちから選出された者 2 名が、署名・押印しなければならない。

( 理事会の構成 )

第 2 7 条 理事会は理事および会計・監事をもって構成する。

( 理事会の議決事項 )

第 2 8 条 理事会は、必要により会長が招集し、次に掲げる事項を議決する。

- ( 1 ) 総会に付議すべき事項
- ( 2 ) 会務の執行に関する事項
- ( 3 ) 入会承認に関する事項
- ( 4 ) その他この規約に定める事項

( 総務会および委員会 )

第 2 9 条 本会に、専門的事項を調査・研究し、本会の目的を達成するために必要に応じて委員会を設置することができる。

2 総務会は、会長・会長代行・副会長・各委員長・顧問・参与をもって構成する。

(事務局)

第30条 この会の運営を円滑ならしめるために、事務局を置く。

## 第 6 章 会 計

(経費)

第31条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってこれにあてる。

(1) 会 費 (年額12,000円)

(2) 補 助 金

(3) 寄 付 金

(4) 特別会費

(5) その他の収入

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

附 則

1 この規約は、昭和55年6月4日から施行する。

附 則

(実施の時期)

1 第14条(役員の数)の改正規定は、昭和61年6月17日から施行する。

(実施の時期)

附 則

1 第16条(会長・会長代行・副会長・理事・会計・監事の職務)、第18条(役員を選任)、第29条(総務会および委員会)の改正規定は平成6年6月21日より実施する。

## 平塚市中小工業会慶弔規定

- 1 本会の会員および家族に慶弔があった時は、次により慶弔の意を表する。
  - (1) 会員の死亡 5,000円(別に生花)
  - (2) 会員の配偶者および実父母の死亡 5,000円(別に生花)
  - (3) 会員の結婚 5,000円
  - (4) その他必要があると認められた時は、会長が理事会に諮って慶弔できるものとする。

附 則

この規定は、平成16年6月18日より施行する。